

保育士修学資金貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問い合わせ・書類の提出先（養成施設在学中は、養成施設にお問い合わせください）

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班（保育担当）

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

TEL. 043-306-7572（平日 10:00～18:00）

FAX. 043-306-7576

※申請後に申請内容等について本会からお問い合わせする場合がありますので、携帯電話等に本会電話番号の登録をお願いします。

目 次

1	概要	1
2	令和7年度保育士修学資金貸付スケジュール	2
3	申請	3
	(1) 貸付対象	3
	(2) 貸付金額	4
	(3) 連帯保証人	6
	(4) 必要書類	6
	(5) 申込時期	8
	(6) その他	8
4	貸付決定・交付	9
	(1) 貸付決定・交付	9
	(2) 在学中の手続き	10
5	返還の猶予・免除	10
	(1) 返還猶予申請	10
	(2) 返還免除申請	12
6	返還	13
	(1) 返還の要件	13
	(2) 返還手続き	13
7	契約解除	15
8	よくある質問	16
9	参考資料	20
	(1) 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設	20
	(2) 過疎地域、離島及び中山間地域等の区域	22
	(3) 生活費加算の基準額	23
	(4) 県内市町村の級地区分	23
	(5) 資金の交付例	24
	(6) 様式一覧	27

1 概要

(1) 目的

この制度は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、資格を取得して、千葉県内（以下、「県内」という。）において保育士の業務に常勤として従事しようとする方に、無利子で修学資金を貸し付ける制度です。

養成施設を卒業後1年以内に県内の従事先施設等で保育士の業務に常勤として従事し、かつ、引き続き5年間（過疎地域等で勤務した場合又は中高年離職者の場合は3年間）従事した場合に返還債務の全部が免除されます。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

(3) 貸付対象

以下を満たす方を貸付対象者とします。

ア 次のいずれかに該当する方

（ア）県内（千葉市内を除く）の養成施設に在学する方

（イ）県外又は千葉市内の養成施設に在学し、県内に住所地を有する方

（ウ）千葉市内の養成施設に在学し、県外に住所地を有する方

イ 養成施設の推薦を受ける方

ウ 養成施設を卒業後、県内の従事先施設において常勤の保育士として5年間引き続き勤務しようとする意思を有する方

エ 他の都道府県等から同種の修学資金を借り受けていない方

オ 幼稚園の場合

（ア）教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園

（イ）認定こども園に移行を予定している幼稚園

(4) 貸付金額

下記の金額を上限とします。（100円未満切り捨て）

ア 学費（月額） 5万円（2年間を限度）

イ 入学準備金 20万円（初回貸付時）

ウ 就職準備金 20万円（最終回貸付時）

※該当者には別途生活費加算があります。

(5) 連帯保証人

申請にあたり連帯保証人を立てる必要があります。

(6) 返還猶予

返還免除を受けるまでの間、県内において返還免除対象業務に従事している期間は、貸付金の返還を猶予することができます。

(7) 返還免除

養成施設等を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、5年間引き続き県内の従事先施設において返還免除対象業務に常勤として従事したときは、貸付金の返還を免除します。

(8) 返還

貸付契約が解除されたとき等、所定の事由に該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

2 令和7年度保育士修学資金貸付スケジュール

事 項	期 限 等	対 象 等
学内周知・貸付申請受付	4月～	申請者→各養成施設
貸付申請取りまとめ 推薦状発行	随時	各養成施設
貸付申請書の提出	5月30日(金)(必着)	各養成施設→県社協
貸付申請書の審査 貸付決定・不承認の決定	6月末～7月初旬	県社協→各養成施設 (借用証書・通知送付)
貸付決定・不承認通知 借用証書の配布	随 時	各養成施設→借受人
借用証書とりまとめ	随 時	借受人→各養成施設
借用証書の提出	7月末	各養成施設→県社協
貸付金の送金 (4月～9月分)	8月8日前後 ※借用証書の提出が遅れた場合は、 送金日も遅くなります	県社協→借受人
貸付金の送金 (10月～翌3月分)	10月10日前後	県社協→借受人
卒業・進級等状況調査	1月末～2月初旬	県社協→各養成施設
状況調査の回答	2月中旬	各養成施設→県社協
貸付金の送金(就職準備金) ※対象者のみ	3月10日前後	県社協→借受人
返還猶予等の手続きに係る 案内通知送付	3月下旬	県社協→借受人 ※交付完了後から免除到達 見込となるまで毎年送付

3 申請

(1) 貸付対象

① 貸付対象者

以下を満たす方を貸付対象者とします。

ア 次のいずれかに該当する方

(ア) 県内（千葉市内を除く）の養成施設に在学する方

(イ) 県外又は千葉市内の養成施設に在学し、県内に住所地を有する方

(ウ) 千葉市内の養成施設に在学し、県外に住所地を有する方

イ 養成施設の推薦を受ける方

ウ 養成施設を卒業後、県内の従事先施設^(※1)において常勤^(※2)の保育士として5年間引き続き勤務しようとする意思を有する方

エ 他の都道府県等から同種の修学資金を貸り受けていない方

オ 幼稚園の場合

(ア) 教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園

(イ) 認定こども園に移行を予定している幼稚園

(※1) 従事先施設は「9（1）返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設」（P.20・21）を参照

(※2) 常勤とは、当該従事先施設の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの。

② 指定業務従事期間の特例1（中高年離職者に該当する場合）

ア 申込者が養成施設入学時点で45歳以上であり、離職して2年以内の場合
は、中高年離職者に該当し、この場合返還免除に必要な従事期間は3年間
となります。

イ 申請時に離職証明書を提出してください。（貸付決定後の申し出はできません。）

③ 指定業務従事期間の特例2（過疎地域、辺地、振興山村等で従事する場合）

資格取得後に過疎地域、辺地、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域において当該業務に従事した場合には、返還免除に必要な従事期間は3年間となります。

千葉県における該当区域はP.22の表のとおりです。

なお、過疎地域等からそれ以外の区域の従事先施設に転職した場合は、返還免除に必要な従事期間は5年間となります。

(2) 貸付金額

① 貸付金額

下記の金額を上限とします。(100円未満切り捨て)

- ア 学費(月額) 5万円(2年間を限度)
- イ 入学準備金 20万円(初回貸付時)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回貸付時)
- エ 生活費加算

貸付申込時に生活保護受給世帯(準じる世帯も含む)の方については、上記の貸付内容に加えて、生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。

加算額は、生活保護制度における生活扶助基準額の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の貸付申込時の年齢及び居住地に対応する区分の額(地域や年齢で異なります)になります。

生活費加算の対象者は、前記「(1)① 貸付対象者」の要件に加えて、次のいずれかを満たしている必要があります。

- (ア) 申込者が貸付申込時に生活保護世帯であること
- (イ) 申込者が次のいずれかの措置を受けている場合
 - A 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - B 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - C 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金掛金の減免
 - D 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

※学費・入学準備金は、実際にかかった費用を上限額内で記入してください。

(例) 入学金の自己負担額が10万円の場合は、入学準備金は10万円となります。

※貸付期間は、正規の修学期間が2年を超える養成施設の場合は、修学資金の2年分に相当する額(入学準備金及び就職準備金含めて160万円を上限)の範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

(例) 修学期間が2年間の養成施設の場合

月額5万円×24か月+入学準備金+就職準備金=160万円(上限)

(例) 大学など、修学期間が4年間の養成施設の場合

月額5万円×48か月+入学準備金+就職準備金=280万円(申請不可)

月額2.5万円×48か月+入学準備金+就職準備金=160万円(申請可)

② 貸付利子

貸付利子は無利子です。

③ 他の制度との併用について

ア 本資金と同様の目的を持つ他制度(日本学生支援機構の貸与型奨学金、日本政策金融公庫の教育ローン、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、その他国庫補助事業等を活用した制度等)との併用は原則としてできません。

ただし、下記(ア)(イ)のいずれかに該当する場合は、貸付対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(ア) 真にやむを得ない世帯（生活保護世帯や準じる世帯※）

生活保護世帯に準じる世帯とは、申込者が次のいずれかの措置を受けていること

- A 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- B 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- C 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金掛金の減免
- D 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(イ) 他の制度について辞退等の予定がある場合

イ 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・日本学生支援機構の給付型奨学金※）、教育訓練給付制度については併用可能です。ただし、高等教育の修学支援新制度利用者の場合は、差額支給となりますのでご注意ください。

ウ 職業訓練の保育士コース受講者は、本資金との併用はできません。

※日本学生支援機構の「貸与型」は、当貸付へのお申し込みが可能ですが、県社協の貸付決定後は、速やかに日本学生支援機構からの借入金を一括返還の上、今後の「貸付金の辞退」及び「返還を確認する書類」の提出が必要となります。併せて、申込書当該欄の返還の意思を確認する事項についても、ご記入ください。

(参考)

他の奨学金等の例	併用の可否	備考
日本学生支援機構の奨学金（貸与型）	×	
日本学生支援機構の奨学金（給付型）	○	生活費加算は不可
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免	○	重複する貸付は一部減額の上貸付可
教育訓練給付制度	○	
日本政策金融公庫の国の教育ローン	×	
職業訓練受講給付金（求職者支援制度）	×	
離職者等再就職訓練	×	
生活福祉資金	×	貸付時期・目的が異なるときは可となる場合あり
母子・父子・寡婦福祉資金	×	
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	×	
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	×	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	×	
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付（資格取得支援）	×	
他県等が実施する介護福祉士・社会福祉士修学資金	×	
市町村が独自に実施する奨学金制度等	○	
従事先施設等が独自に実施する奨学金制度等	○	

(3) 連帯保証人

要件を満たす連帯保証人を1名立てる必要があります。

連帯保証人には、借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

連帯保証人には、借受人が返還免除又は返還完了となるまでの間、借受人の状況に応じた通知が送付されます。

万一、借受人の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。(催告の抗弁権や検索の抗弁権は認められません。)

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 年収150万円以上有する方
※給与収入のみの方は、源泉徴収票の収入金額で判断します。
※個人事業主・年金受給者等の方は、確定申告書又は所得・課税証明書等の所得金額で判断します。
- ② 申込日において75歳以下の方
- ③ 無収入や生活保護受給者等保証能力のない方以外の方
- ④ 日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の方
- ⑤ 県社協が実施する資金の借受人・連帯保証人及び他の公的資金の借受人・連帯保証人になっていない方

(4) 必要書類

在学中の養成施設に申込書と下記必要書類を揃えてお申込みください。

養成施設長から推薦を受けて内容を審査し、貸付の可否を決定します。

① 申請者

ア 千葉県保育士修学資金貸付申込書

※申込書には印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。(認印は不可)

※200円の収入印紙を貼付し、印紙と申込書にかかるように消印(連帯保証人の印)を押してください。

イ 住民票(発行後3か月以内の原本。連帯保証人が同一世帯の場合は、世帯全員(「続柄」を含む。)の記載があるもの。「個人番号」、「住民票コード」、「本籍地」未記載のもの。)

ウ 印鑑登録証明書(発行後3か月以内の原本)

※申込書の押印と同じもの。

エ 誓約書(県外に住所のある申請者のみ)

※氏名を自署し、印鑑登録証明書と同一の印を押印ください。

オ 学業成績証明書(今年度に入學した方を除いた申請者のみ)

カ 離職証明書(養成施設入學時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の申請者のみ)

- キ 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号部分を消したもの）等）
 ※所持していない場合は、健康保険証の写しと公共料金のハガキの写し等を合わせて提出してください。
- ク 在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申込者のみ）
- ケ 個人情報の取扱いについて
 ※県社協が申請・審査等にあたり、個人情報を利用することを承諾し、署名捺印したもの
 ※同じ様式内に申込者及び連帯保証人が署名捺印（自署により押印省略可）してください。
- コ 高等教育の修学支援新制度利用者修学費用の使途計算書（該当者のみ）
- サ 生活費加算を希望する方は、次のいずれかの書類
 - （ア）生活保護受給証明書の写し
 - （イ）課税・非課税証明書の写し
 - （ウ）国民年金保険料免除決定通知等の写し
 - （エ）国民健康保険一部負担減額免除徴収猶予決定通知書等の写し

② 連帯保証人

- ア 前年の所得金額がわかるもの（令和7年度申請の場合は、令和6年1月～12月の1年間）
 ※給与収入のみの方は、源泉徴収票を提出してください。（収入金額を確認します。）
 ※転職等により、源泉徴収票の発行者と現在の勤務先が異なる場合は、現在の勤務先の給与明細書（直近3か月分）を提出してください。
 ※個人事業主や年金受給者等の方は、確定申告書（控）の写し又は所得・課税証明書を提出してください。（収入金額ではなく所得金額を確認します。）
 ※所得・課税証明書は申込年度の課税額（＝前年の所得額）が確認できるものを提出してください。
- イ 住民票（発行後3か月以内の原本。個人番号、住民票コード、本籍地未記載のもの。申請者と同一世帯の場合は上記①イのとおり）
- ウ 印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）
 ※申込書の押印と同じもの。
- エ 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号部分を消したもの）等）
- オ 在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない連帯保証人のみ）

(5) 申込時期

養成施設から県社協への書類提出期限は、5月30日（金）必着となります。
期限後に提出された申請書は受理できません。

申請者から県社協に直接提出することはできませんので、養成施設が定める提出期限までに養成施設に提出してください。 養成施設への提出期限は各養成施設にご確認ください。

① 貸付申込書等

入学又は在学する養成施設より入手又は千葉県福祉人材センターホームページからダウンロードしてください。

千葉県福祉人材センター（千葉県社会福祉協議会）ホームページ

【URL】 <https://www.chibakenshakyo.net/loanchildcare/childminderstudyfund/>

千葉県福祉人材センタートップページ

⇒「就職・再就職」などのサポート

⇒②貸付事業（保育分野）

⇒保育士修学資金貸付

② 記入上の注意

ア 訂正がある場合は、修正テープや修正液を使用せずに、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押印してください。

イ 消せるボールペンで記入しないでください。

※記入漏れや書類の不備がある場合、貸付の可否を判断することができませんので、必ずすべての書類を揃え、かつ、すべての項目をご記入ください。

記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書を受理できませんので、ご注意ください。

(6) その他

- ・申込内容について、申込書提出後に県社協から借受人に問い合わせをする場合がありますので、県社協の電話番号（043-306-7572）を申込書記載の携帯電話等に登録してください。
- ・養成施設に在学中のお問い合わせは、借受人本人から養成施設にお願いします。（必要に応じて養成施設から県社協にお問い合わせください。）
- ・養成施設卒業後のお問い合わせは、借受人本人又は連帯保証人から県社協にお願いします。

4 貸付決定・交付

(1) 貸付決定・交付

① 審査及び貸付決定

ア 県社協が貸付の可否を決定します。

イ 貸付の可否を貸付承認（不承認）決定通知書により養成施設を經由して申込請者に通知します。

② 契約

ア 養成施設に貸付決定者の借用証書を送付します。

イ 養成施設は、貸付決定者の以下の書類を取りまとめて県社協に提出してください。

(ア) 借用証書（第8号様式）

※貸付申込書と同じ印(印鑑登録証明書と同一の印)を押印してください。

※収入印紙を貼付し、消印を押してください。

(10万円以下は200円、10万円超50万円以下は400円、50万円超100万円以下は1,000円、100万円超500万円以下は2,000円)

(イ) 通帳の写し（借受人本人口座に限る）

※通帳アプリ利用等により紙の通帳がない場合は、アプリの画面のコピー又はキャッシュカードのコピーで差し支えありません。(金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、口座名義人(カナ)のすべてがわかるもの)

※送金エラー防止のため、必ず口座名義人のカナがわかる書類を提出してください。(漢字又はアルファベットのみの表記は不可)

※金融機関へ在留資格の更新手続きや住所変更の手続きを行っていない場合、送金できませんので、所定の手続きを忘れずに行ってください。

③ 資金の交付

借用証書に記載された借受人本人の口座に修学資金を送金します。

ア 交付は年2回（前期・後期分として各6か月分を交付）です。

※貸付決定した年度は、初回8月、2回目10月の交付を予定しています。

※2年目以降は4月、10月の交付を予定しています。

イ 入学準備金は、第1回送金時に月額貸付金と合わせて交付します。

ウ 就職準備金は、養成施設の卒業見込みを確認次第交付します。(原則3月予定)

(例) 2年間の養成課程に入学し、月額5万円を2年間、入学準備金20万円、就職準備金20万円、合計160万円を借り受けた場合の交付予定

・1年目 8月：50万円、10月：30万円

・2年目 4月：30万円、10月：30万円、3月：20万円

(例) 養成施設に秋入学(令和6年10月)・秋卒業(令和8年9月)で160万円を借り受けた場合の交付予定

・貸付金の申込は、令和7年4月となります。

・1年目(令和7年度) 8月:80万円、10月:30万円

・2年目(令和8年度) 4月:30万円、3月:20万円

※入学準備金は、令和7年8月に学費と合算して交付予定

※就職準備金は、令和9年3月に交付予定

※資金の交付は「9(5)資金の交付例」(P.24~26)も参照

(2) 在学中の手続き

① 休学、停学、留年又は復学するとき

借受人が養成施設を休学・停学、留年又は復学した時は、停止・再開・辞退届(第4号様式)及び当該理由が確認できる書類(休学願等)を、養成施設を通じて県社協に提出してください。

② 退学又は貸付を辞退するとき

ア 養成施設を退学したとき、貸付を辞退したいときは、停止・再開・辞退届(第4号様式)及び返還計画書(第9号様式)、当該理由が確認できる書類を、養成施設を通じて県社協に提出してください。

イ 県社協は返還計画書の内容を審査し、貸付契約解除通知書を借受人及び連帯保証人へ送付します。借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。

※返還金の納付は県社協が指定した口座へ振込していただきます(振込手数料は本人負担)

※返還計画に記載された最終返還期限までに返還が完了した場合は、無利子です。

※最終返還期限までに返還が完了しない場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じた延滞利子(年率3%)を徴収します。

(返還については、P.13も併せてご確認ください)

ウ 返還完了後、県社協は借受人に借用証書を返却します。

5 返還の猶予・免除

(1) 返還猶予申請

次のいずれかに該当することについて申請があり、県社協会長が認めるときは、

その事由が継続する期間、貸付金の返還債務の履行を猶予します。

- ・養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を受け、かつ、県内^(※)の従事先施設において児童の保護等に従事しているとき

(注) 以下の場合、県内と同等とみなします。

- ・国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合の全国の区域
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
- ・貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき

① 申請書類

ア 返還猶予申請書（第10号様式）

イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）

ウ 猶予申請の理由を確認するための書類（猶予の理由により必要書類は異なります。）

- ・資格取得後初めて猶予申請するとき：保育士証の写し
- ・被災したとき：罹災証明書
- ・傷病のため休職するとき：医師の診断書（様式は任意ですが、傷病名、療養を要する期間、傷病により就労不能であることが記載されたものを提出してください。）
- ・出産・育児のため休職するとき：母子手帳（表紙）のコピー

② 審査・決定

申請書類を審査の上、返還猶予の可否を決定し、借受人に文書で通知します。指定業務従事以外の理由で申請する場合の猶予期間は、最長1年間です。（ただし事由により、再申請・再審査を経て延長できる場合があります。）

※指定業務従事以外の事由により返還を猶予された場合、当初の返還免除到達月がその猶予期間分延長されます。

(例) 令和8年3月に養成施設卒業後、同年4月から県内の従事先施設で児童の保護等に従事したが、その後、産休・育休を取得した場合

- ・当初の返還免除到達月は、令和8年4月から5年間で令和13年3月となります。
- ・その後、令和9年4月から令和10年3月まで（12か月）産休・育休を取得した場合、返還免除到達月は、令和13年3月から12か月延長された令和14年3月となります。

【留意事項】

- ・従事先施設において児童の保護等に従事している間は、前年度の従事状況について、毎年4月に業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）を提出してください。
- ・返還猶予期間中に退職し他の従事先施設に転職した場合は、貸付契約事項変更届（第14号様式）及び業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）を速やかに提出してください。この場合、前の職場と現在の職場の両方について、業務従事届を提出する必要があります。

(2) 返還免除申請

次のいずれかに該当することについて申請があり、県社協会長が認めるときは、貸付金の返還債務を免除します。

- ・養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、かつ、県内の従事先施設において常勤の保育士として5年間^(注)引き続き児童の保護等に従事したとき
- ・返還免除対象期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(注) 返還免除までの従事期間について、以下の特例があります。

- ・過疎地域、辺地、振興山村等においては3年（県内の該当区域については、P. 22をご確認ください。）
- ・申込者が養成施設入学時点で45歳以上であり、離職して2年以内の場合は、中高年離職者とし、3年（貸付申込時に離職証明書を提出済であることが必要です。）
- ・従事期間について、養成施設卒業後、最初に県内の従事先施設に就職し、その後、従事先施設における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に参入します。

① 申請書類

- ア 返還免除申請書（第12号様式）
- イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）

② 審査・決定

申請書類を審査の上、返還免除の可否を決定し、借受人及び連帯保証人並びに養成施設へ通知します。返還免除決定の場合は、借用証書を借受人に返却します。

(3) 届出義務

借受人（連帯保証人）は、次に掲げる事情が発生した場合は、速やかに県社協へ届出等が必要です。

届出等がない場合、借受人及び連帯保証人あてに文書・電話で提出依頼を行うほか、貸付金を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。

ア 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき

(ア) 貸付契約事項変更届（第14号様式）

(イ) 変更を確認するための書類

- ・住所変更の場合……住民票（発行後3か月以内の原本、個人番号及び本籍地未記載のもの）

- ・ 氏名変更の場合……戸籍謄本・抄本（発行後3か月以内の原本）
- ※戸籍謄本・抄本は、旧姓が表示されている住民票の原本、又は個人番号カード（マイナンバーカード（個人番号部分を消したもの）のコピー、若しくは運転免許証の書換で確認できる場合は運転免許証のコピーでも可
- ※保育士登録後に改姓した場合、保育士証の変更も必要となります。保育士登録事務処理センターで改姓手続きを行った後、改姓後の保育士証の写しを県社協に提出してください。（改姓手続きには、2か月以上かかる場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。）
- ・ 勤務先変更の場合……退職した勤務先と現在の勤務先両方の業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）
- ※連帯保証人が死亡又は破産等により保証能力を失った場合など、連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、県社協に連絡の上、第14号様式ではなく、連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（第15号様式）に必要書類を添付の上、申請してください。なお、審査の結果、連帯保証人の変更が認められない場合があります。

イ 貸付を辞退するとき

（ア）停止・再開・辞退等届（第4号様式）

（イ）（貸付金の交付を受けている場合）返還計画書（第9号様式）

→ 次章「6 返還」も併せてご確認ください。

6 返還

（1）返還の要件

借受人が次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

ア 貸付契約が期間満了となったとき

イ 貸付契約を解除されたとき（次章「7 契約解除」参照）

（2）返還手続き

① 提出書類

ア 返還計画書（第9号様式）を速やかに提出してください。

※返還届が提出されない場合は、県社協が職権で返還決定し、一括返還となる場合があります。

イ 返還しなければならない理由により、以下の書類を添付してください。

・ 養成校を退学した場合……停止・再開・辞退届（第4号様式）

・ 退職又は県外へ転職等した場合……業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）（退職日までの従事状況が確認できるもの）

- ・心身の故障の場合・・・医師の診断書（様式は任意ですが、傷病名、傷病により就労不能であることが記載されたものを提出してください。）

② 返還期間

- ア 返還開始時期は、上記6（1）の事由が発生した翌月からとなります。返還届の提出が遅れた場合であっても、事由発生の日から返還開始となるため、延滞金が発生する場合があります。ご注意ください。
- イ 返還期間は、返還事由（上記6（1））が発生した翌月から貸付けを受けた月数の2倍以内の期間となります。
- ウ 繰り上げ返済は可能ですが、最終返還期限までに返還が完了しない場合は、延滞元金に対し、年3%の延滞利子を徴収します。（延滞利子の利率は、貸付契約を行った年度により変動します。）

③ 返還方法

- ア 返還は、月賦、半年賦の均等払い、一括のいずれかとなります。
- イ 月賦又は半年賦の場合は、上記②の返還期間内に返還が完了するようにしてください。
- ウ 一括の場合は、返還事由が発生した翌月末までに全額返還してください。

④ 貸付契約解除通知の送付及び入金方法

- ア 返還計画書受領後、県社協にて確認・審査を行い、貸付契約解除通知書を借受人及び連帯保証人あて送付します。
- イ 貸付契約解除通知書に記載されている県社協の銀行口座へ振り込んでください。
※振込手数料は本人負担です。借受人口座からの自動引き落としではありませんのでご注意ください。

※月賦において、2か月以上連続して入金がない場合は、電話及び文書による督促を借受人及び連帯保証人に対して行うことがあります。

月賦で返還決定されているが、数か月分をまとめて入金したいなどの事情がある場合は、あらかじめ電話等により県社協へ連絡してください。

※貸付契約解除通知後は、返還の取り消しができません。

(例) 貸付契約解除通知後に、県内で常勤の保育士として児童の保護等に従事した場合も、返還を取り消すことはできません。

7 契約解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。契約解除された場合は、前章「6 返還」のとおり貸付金を返還していただきます。

- ア 借受人が退学したとき
- イ 借受人が死亡したとき、又は心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ウ 借受人の学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- エ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき

8 よくある質問

(1) 申請方法について

Q 1 修学資金はどうしたら借りられますか。

A 1 個人での申込みはできません。養成施設入学後、在学している養成施設を通じて県社協にお申し込みください。また、養成施設については、都道府県知事が指定する保育士養成施設を対象としています。

Q 2 養成施設の入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか？

A 2 養成施設入学前には修学資金を申し込むことはできません。

(2) 貸付額について

Q 1 修学資金の学費は月額5万円が上限ですが、必ず限度額で申し込む必要がありますか。

A 1 修学資金は、給付ではなく貸付けであることを踏まえ、連帯保証人や養成施設の方と相談の上、必要額をお申し込みください。

なお、県社協の審査により減額決定される場合があります。

また、2年以上の養成施設で修学する場合、学費（月額）の貸付けは2年分が上限となります。ただし、上限額の範囲内であれば、2年以上の修学期間に分けて貸付けを受けることができます。

(3) 他の奨学金との併用について

Q 1 養成施設に入学するために、生活福祉資金の貸付けを受けました。併せて保育士修学資金を申し込むことはできますか。

A 1 公的な補助金が含まれている他の奨学金や制度との併用は、原則認められないので、生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金などとの併用はできません。

日本学生支援機構の奨学金（貸与型）及び日本政策金融公庫については、原則併用できませんが、以下の場合には状況を確認の上、併用することができる場

合もあります。(詳細は、P 5)

また、高校の学費など別の用途で過去に貸付けを受けた場合で、滞納なく返済している場合は、貸付対象となる場合もあります。

ア 申込者が貸付申請時に生活保護世帯であること

イ 申込者が次のいずれかの措置を受けていること

(ア) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

(イ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

(ウ) 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金掛金の減免

(エ) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定された場合、貸付金はどのように送金されますか。

A 1 初年度は、学費6か月分を8月及び10月に指定の口座に送金予定です。
次年度以降は、4月と10月に送金予定です。

また、入学準備金は初年度の8月に学費(月額)と併せて送金し、就職準備金は卒業見込みを確認後、卒業年度の3月に送金となります。

(5) 返還について

Q 1 修学資金は、養成施設卒業後に常勤の保育士として5年間引き続き児童の保護等に従事すれば、返済しなくてもよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか？

A 1 養成施設を退学した場合や、卒業後県内で常勤の保育士として児童の保護等に従事しなかった場合、又は県外に就職した場合に返還となります。

Q 2 貸付契約解除後に返還計画どおりに返還しなかった場合、どのようになりますか。

A 1 最終返還期限を過ぎると、残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

(6) 養成施設卒業後の手続きについて

Q 1 養成施設卒業後、保育士登録を行わなかった場合はどうなりますか。

A 1 保育士登録の手続きをせずに働いていた場合は、返還免除対象期間に算入できません。

また、1年以上登録がない場合は、返還となります。

Q 2 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか。

A 2 業務従事届は、就職した月と毎年4月に提出する必要があります。提出がない場合、返還となる場合があります。

Q 3 保育所で常勤の保育士として児童の保護等に従事していましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか。

A 3 次の仕事が決まっている場合は、県社協に貸付契約事項変更届（第14号様式）及び退職日までの業務状況を証明する業務従事届（第17号様式）、新しい従事先の業務状況を証明する業務従事届（第17号様式）を提出してください。

次の仕事が未定で就職活動をする場合は、保育士修学資金返還猶予申請書（第10号様式）及び退職日までの業務状況を証明する業務従事届（第17号様式）を提出してください。

なお、常勤の保育士として児童の保護等に従事する意思がない場合は、貸付金を返還していただきます。

Q 4 県内の従事先施設で常勤の保育士として勤務していましたが、法人内の人事異動により県外の従事先施設になった場合、貸付金は返還となりますか。

A 4 養成施設を卒業し、最初に就職する従事先施設は県内に限りますが、その後、本人の意思によらない人事異動などで県外に配属された場合や、対象の業務から外れた場合は、異動先で従事している期間も返還猶予の対象となります。この場合、返還猶予の手続きが必要です。

Q 5 養成施設卒業後に勤務していた従事先施設を退職し、その後まもなく別の従事先施設に勤務した場合、貸付金は返還となりますか。

A 5 当初の従事先施設を退職後、県内の従事先施設に勤務する意思がある場合は、求職活動として最長1年間、返還を猶予することができます。その後、従事先

施設で改めて勤務し、以前の従事先施設と合わせて常勤の保育士として5年間
従事すれば返還免除となります。

この場合、転職前後の従事先施設の業務従事届と貸付契約事項変更届（従事
先変更分）の提出が必要です。

9 参考資料

(1)

【別表1】

返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等	施設等種別	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重度心身障害施設「むらさき愛育園」	
県内施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援(児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設)
		第6条の2の2第4項	放課後等デイサービス(児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設)
		第7条	保育所(認可保育所)、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、右記に掲げるもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか、知事が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する第6条の3第9項から第13項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
第6条の3第13項に規定する事業であって、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業		

区域	法令・通知等		施設等種別
県内施設	児童福祉法	第6条の3第2項に規定する事業であって、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業（学童保育）
		第6条の3第7項に規定する事業であって、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
県内施設	学校教育法	第1条	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
			幼稚園のうち、認定こども園に移行を予定している施設
	就前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
子ども・子育て支援法	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁育成局長通知）」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設	企業主導型保育事業	

(2) 過疎地域、離島及び中山間地域等の区域

返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 83 号）第 2 号に該当する千葉県内の市町村・区域は以下のとおりです。

市町村名	一部地域が該当する場合の 該当区域（旧市町村名等）	備考
館山市		R5. 4. 1 から適用
旭市	旧干潟町、旧飯岡町の一部（旧豊岡村）	旧干潟町は R3. 4. 1 から適用 旧飯岡町の一部は R5. 4. 1 から適用
勝浦市		
鴨川市		旧天津小湊町以外は R5. 4. 1 から適用
君津市	旧久留里町、旧松丘村、旧亀山村、旧君津町、旧周南村、旧中村、旧小糸村、旧秋元村、旧三島村	R5. 4. 1 から適用
富津市		R5. 4. 1 から適用
南房総市		
匝瑳市	旧野栄町	R4. 4. 1 から適用
香取市	旧佐原市、旧山田町、旧栗源町	R4. 4. 1 から適用
山武市	旧松尾町	R4. 4. 1 から適用
いすみ市		旧夷隅町は R4. 4. 1 から適用 旧夷隅町以外は R5. 4. 1 から適用
東庄町		
九十九里町		R4. 4. 1 から適用
長南町		
大多喜町		
御宿町		R5. 4. 1 から適用
鋸南町		

※上記の該当市町村・区域において適用年月日以降に返還免除対象業務に従事した場合、返還免除に必要な従事期間は3年となります。

※上記の該当市町村・区域における従事期間が3年に満たないうちに、上記以外の地域に転職した場合は、返還免除に必要な従事期間は5年となります。

(3) 生活費加算の基準額 (第3条第4項(4)関係) (令和2年10月～)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
20～40	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
41～59	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
60～64	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
65～69	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
70歳以上	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。

※生活保護制度における生活扶助基準額の居宅(第1類)に掲げる額

(4) 県内市町村の級地区分 (令和6年度)

級地	市町村
1級地-2 (6市)	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市
2級地-1 (9市)	野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市
3級地-1 (15市1町)	銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市、酒々井町
3級地-2 (7市16町村)	上記以外の市町村

(5) 資金の交付例

例1) 令和7年度入学の新規申込の場合(2年制)

- [申 込 学 年] 1年生
- [修 学 年 数] 2年間
- [貸 付 期 間] 2年間(令和7年4月から令和9年3月)
- [貸 付 上 限 額] 160万円(修学資金:月額5万円、入学準備金:20万円、
就職準備金:20万円)

学年	新入生				
	No.	回数	交付内訳	貸付額	交付予定日 [※]
1年生	1	初回	修学資金(初年度・前期分) +入学準備金	500,000	令和7年8月8日
	2	第2回	修学資金(初年度・後期分)	300,000	令和7年10月10日
2年生	3	第3回	修学資金(2年目・前期分)	300,000	令和8年4月10日
	4	第4回	修学資金(2年目・後期分)	300,000	令和8年10月9日
	5	最終回	就職準備金 ※卒業年度に実施する状況調査で、養成施設から 保育士として「卒業見込」と回答があった修 学生が対象	200,000	令和9年3月10日

※交付予定日が土日、祝日の場合、その前日の営業日となります。

例2) 令和6年度入学で、令和7年度(2年次から)の新規申込の場合(2年制)

- [申 込 学 年] 2年生
 - [修 学 年 数] 2年間
 - [貸 付 期 間] 1年間(令和7年4月から令和8年3月)
 - [貸 付 上 限 額] 80万円(修学資金:月額5万円、就職準備金:20万円)
- ※1年次に遡っての貸付は不可

学年	新入生				
	No.	回目	交付内訳	貸付額	交付予定日
1年生					
2年生	1	初回	修学資金(初年度・前期分)	300,000	令和7年8月8日
	2	第2回	修学資金(初年度・後期分)	300,000	令和7年10月10日
	3	最終回	就職準備金 ※卒業年度に実施する状況調査で、養成施設から 保育士として「卒業見込」の回答があった修 学生が対象	200,000	令和8年3月10日

※交付予定日が土日、祝日の場合、その前日の営業日となります。

例3) 令和7年度入学の新規申込で、修学資金の貸付期間が4年間の場合(4年制)

[申込学年] 1年生

[修学年数] 4年間

[貸付期間] 4年間(令和7年4月から令和11年3月)

※4年制の場合、修学資金の貸付期間は選択可

(貸付上限額は120万円(2.5万円×48月))

[貸付上限額] 160万円(修学資金:月額2万5千円、入学準備金:20万円、
就職準備金:20万円)

学年	新入生				
	No.	回数	交付内訳	貸付額	交付予定日
1年生	1	初回	修学資金(初年度・前期分) +入学準備金	350,000	令和7年8月8日
	2	第2回	修学資金(初年度・後期分)	150,000	令和7年10月10日
2年生	3	第3回	修学資金(2年目・前期分)	150,000	令和8年4月10日
	4	第4回	修学資金(2年目・後期分)	150,000	令和8年10月9日
3年生	5	第5回	修学資金(3年目・前期分)	150,000	令和9年8月10日
	6	第6回	修学資金(3年目・後期分)	150,000	令和9年10月10日
4年生	7	第7回	修学資金(4年目・前期分)	150,000	令和10年4月10日
	8	第8回	修学資金(4年目・後期分)	150,000	令和10年10月10日
	9	最終回	就職準備金 ※卒業年度に実施する状況調査で、養成施設から保育士として「卒業見込」の回答があった修学生が対象	200,000	令和11年3月8日

※交付予定日が土日、祝日の場合、その前日の営業日となります。

例4) 令和7年度入学の新規申込で、修学資金の貸付期間が2年間の場合(4年制)

[申 込 学 年] 1年生

[修 学 年 数] 4年間

[貸 付 期 間] 修学資金：2年間(令和7年4月から令和9年3月)

※4年制の場合、修学資金の貸付期間は選択可

(貸付上限額は120万円(5万円×24月))

全 体：4年間(令和7年4月から令和11年3月)

[貸 付 上 限 額] 160万円(修学資金：月額5万円、入学準備金：20万円、

就職準備金：20万円)

学年	新入生				
	No.	回目	交付内訳	貸付額	交付予定日
1年生	1	初回	修学資金(初年度・前期分) +入学準備金	500,000	令和7年8月8日
	2	第2回	修学資金(初年度・後期分)	300,000	令和7年10月10日
2年生	3	第3回	修学資金(2年目・前期分)	300,000	令和8年4月10日
	4	第4回	修学資金(2年目・後期分)	300,000	令和8年10月9日
3年生	5	第5回	3・4年目の交付なし		
	6	第6回			
4年生	7	第7回			
	8	第8回			
	9	最終回			

※交付予定日が土日、祝日の場合、その前日の営業日となります。

(6) 様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	千葉県保育士修学資金貸付申込書
別紙	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて
第2号様式	推薦状
第3号様式	保育士修学資金貸付承認（不承認）決定通知書
第4号様式	停止・再開・辞退等届
第5号様式	保育士修学資金貸付契約解除通知書
第6号様式	保育士修学資金貸付停止通知書
第7号様式	保育士修学資金貸付再開通知書
第8号様式	保育士修学資金貸付借用証書
第9号様式	返還計画書
第10号様式	返還猶予申請書
第11号様式	保育士修学資金貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第12号様式	返還免除申請書
第13号様式	保育士修学資金貸付返還免除承認（不承認）通知書
第14号様式	貸付契約事項変更届
第15号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第16号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第17号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）